

○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件

(農林水産省告示第四百九十五号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和七年三月三十一日

一 農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

- 1 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号、第四号及び第十一号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。
- 2 資料提出期限の始期の六月前から起算して少なくとも過去十五年間に公表された当該再評価を受けるべき農薬の安全性に関する文献の写し並びに当該文献の収集、選択及び分類の過程、結果等を取りまとめた報告書

三 提出期限

- 1 別表第三号、第六号、第八号、第十号、第十四号から第十六号、第二十号から第二十三号、第二十六号から第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十三号及び第三十八号に掲げる有効成分を含む農薬 令和九年四月一日から令和九年六月三十日まで
- 2 別表第四号、第十一号、第十三号、第十七号、第十八号、第三十五号及び第四十六号に掲げる有効成分を含む農薬 令和九年七月一日から令和九年九月三十日まで
- 3 別表第一号、第二号、第五号、第九号、第二十四号、第二十五号、第二十九号、第三十六号、第三十七号、第三十九号、第四十号、第四十一号及び第四十五号に掲げる有効成分を含む農薬 令和九年十月一日から令和九年十二月二十八日まで
- 4 別表第七号、第十二号、第十九号、第三十二号、第三十四号及び第四十二号から第四十四号に掲げる有効成分を含む農薬 令和十年一月四日から令和十年三月三十一日まで

別表

- 一 四—C P A
- 二 アバメクチン

- 三 アレスリン
- 四 イソキサベン
- 五 イマザキン
- 六 イマザピル
- 七 イマザモックスアンモニウム塩
- 八 イミベンコナゾール
- 九 エチクロゼート
- 十 エテホン
- 十一 エトベンザニド
- 十二 エマメクチン安息香酸塩
- 十三 オキシポコナゾールフマル酸塩
- 十四 カルフェントラゾンエチル
- 十五 ジチオピル
- 十六 シハロトリン
- 十七 ジベレリン
- 十八 セトキシジム
- 十九 ダイアジノン
- 二十 テトラジホン
- 二十一 テニルクロール
- 二十二 テプラロキシジム
- 二十三 トラロメトリン
- 二十四 トリクロピルトリエチルアンモニウム
- 二十五 トリクロピルブトキシエチル
- 二十六 ーナフチルアセトアミド
- 二十七 ノニルフェノールスルホン酸銅
- 二十八 ノバルロン
- 二十九 ビスピリバックナトリウム塩
- 三十 ピリダリル
- 三十一 ピリブチカルブ
- 三十二 ピリミノバックメチル
- 三十三 フェナリモル
- 三十四 ブタミホス
- 三十五 フルフェノクスロン
- 三十六 フルルプリミドール
- 三十七 プロヒドロジャスモン
- 三十八 ベンゾフェナップ
- 三十九 ベンフレセート
- 四十 ポリオキシソリム亜鉛塩（別名ポリオキシシンD亜鉛塩）

- 四十一 ホルクロルフェニユロン
- 四十二 メコプロップカリウム塩
- 四十三 メコプロップPカリウム塩
- 四十四 メコプロップジメチルアミン塩
- 四十五 メトリブジン
- 四十六 レナシル